

## 第2回運営委員会 議事録

日時：2021年2月8日（月）10:00～11:00

場所：ウェブ開催

出席者：

大橋 弘 委員長（東京大学公共政策大学院院長）  
秋元 圭吾 委員（公益財団法人 地球環境産業技術研究機構 グループリーダー・主席研究員）  
安藤 至大 委員（日本大学 経済学部 教授）  
伊藤 武志 委員（大阪大学 社会ソリューションイニシアティブ 教授）  
宇田川 真之 委員（国立研究開発法人 防災科学技術研究所 主幹研究員）  
島田 雄介 委員（シティニューワ法律事務所 弁護士）

配布資料：

- （資料1）議事次第
- （資料2）委員名簿
- （資料3）相互扶助の運用に関する詳細事項の検討について

議題：相互扶助の運用に関する詳細事項の検討について

〔議事内容〕

（事務局） ただいまより「第二回運営委員会」を開催する。

第1回委員会でもお話ししたが、本委員会の諮問事項の目的は3つあり、1つ目は組織運営に関わる事項、2つ目は災害復旧費用の相互扶助制度等防災に関する事項の検討、3つ目は他の委員会で取り扱わない事項となる。本日は、第1回に引き続き、災害復旧費用の相互扶助制度についてご審議いただく。前回は、業務フローと規程類作成に関わる重要項目についてご審議頂いたが、本日は、主に実務面に関する点として、事業者が申請する際における具体的なルールの詳細等についてご審議いただきたい。

なお、委員会の録画データや議事録について、広域機関のウェブサイトに掲載することをご承知おきたい。また、本日の委員会はウェブ開催のため、委員の皆さまは、ご発言がある際、挙手ボタンを押していただくようお願いしたい。また、ご発言をいただく際にはマイクとビデオ通話をオンにいただき、ご発言が終わったらマイクとビデオ通話をオフにさせていただくようよろしくお願いする。なお、委員会中に通信接続や音声の乱れが生じた場合は、臨機応変に対応させていただく。では、以降の議事進行は大橋委員長にお願いする。

(大橋委員長) 本日は、お忙しいところご参集いただき感謝する。それでは、議事に入りたいと思う。本日は、審議事項が3件と報告事項が1件ある。同一の制度に係る内容であるため、事務局から一通り資料を説明いただいた後に、包括的に議論したい。では、事務局より説明をお願いします。

(事務局) (資料3について説明した。)

(大橋委員長) 前回は、相互扶助制度そのものについてご審議いただいたが、今回は、事業者が申請する際の具体的なルールを決める必要があるため、災害についての判断、費用についての判断、拠出金と積立金に関する事項の3点についてご審議いただきたい。では、宇田川委員よりご発言をお願いします。

(宇田川委員) 論点1は防災に関する事項なので私からコメントさせていただく。結論としては、事務局案は適切であると考えている。台風は、進路の東側のほうが実際は風が強いため、中心線が通過しない地域でも暴風域に入ることがあると思う。また、確率について、公表されている70%の範囲のラインを選択しているが、確率を80%や90%に変更したいといった場合にも、気象庁からのデータの入手は手間がかかるものの、運用で調整が可能ではあるので、案2が適切であると考えている。

(大橋委員長) 事務局からコメントをお願いします。

(事務局) 前回、宇田川先生から様々な観点からのご助言があり、今回の提案はそれを踏まえたものとなっている。

(大橋委員長) 次に、伊藤委員よりご発言をお願いします。

(伊藤委員) 審議事項について異論はないが、少し気にかかることについてコメントする。制度運用当初は、事業者によって申請した基準や提出した資料が異なることが考えられるので、事後に比較の上、標準化していくという方向性があればよりよいと思う。特に、監査の視点ではなく、その後の申請業務が効率化する視点から、基準や提出資料の統一化について考慮いただければと思う。次に、事務局資料の言い回しについて1点、資料25ページに、「詳細なエビデンス提出を基本的に求めない」との記載があるが、この表現では、提出自体を求めないと理解される恐れがある。実際は「簡素化したエビデンスを求める」ということを指しているということであれば、表現を工夫することが適切かと思う。

(大橋委員長) 伊藤委員からご指摘は2点とも合理的なものであると思う。事務局からコメントをお願いします。

(事務局)

1点目の申請内容の統一化については、個別具体的な費用項目について現在、考えているのは資料に掲載して項目であるが、今後、申請のたびに、随時更新しながらその他費用も含め明確にしていきたい。明示されてくれば、次の申請を行う事業者の効率化につながる。論点3のところにもあるが、災害時連携計画に記載のない項目についても、個別の申請は1回目やってもらって、それ以降に運用要領に記載することで2回目以降は申請時に効率化を図れるよう随時運用要領を変更する中で反映していきたい。次に、資料25ページの記述についてであるが、請求書としてのエビデンスは事業者に求める考えである。細かなエビデンス、レシートのようなものの提出は求めないが、場合によってはチェックしますということも含めて保管してもらい、正しく運用されるよう歯止めをかけたい。今の記載だと、求めないということになりかねないので、運用要領には注意して記載する。

(大橋委員長)

次に、島田委員よりご発言をお願いします。

(島田委員)

各論点について、事務局の方針に異論はないが、順番にコメントさせていただく。論点1については専門外であるが、宇田川委員からのご説明もあり、事務局案である暴風域に入る確率70%の案でよいと思料する。ただ、資料11ページの紫部分が確率70%以上ということだが、予報円と比べるとかなり手前で止まっている。これは、資料上の事例がたまたまそうになっているのかもしれないが、対象範囲が過剰に小さくなってしまっていないかということが気になったので、その点は確認させていただきたい。次に、論点2以降について、基本的には整理いただいた項目は妥当と思料する。資料25ページに記載があるように、交付申請されるものは厳正に審査されるべきというのが前提にあると思う。項目としては該当するが、それが相当なものであるかが議論になる。例えば、時間外労務費について、仮復旧に必要な時間が10時間程度のものであったとして、100時間を超える請求があった場合、それを認めるのかどうかといったことが審査上でてくると思うので、項目が該当すればフリーハンドで認めるわけではないという前提が必要だと思料する。次に、論点4についてはその通りだと思うが、資料にも記載があるように、仮復旧を行うために必須となる地方自治体等からの要請なのか否かという判断が必要となってくる。論点5についても、方針としてはその通りだと思うが、仮復旧なのかそれとも更新なのかといった見極めが難しい部分もあると思われるので、ある意味相当性の判断が重要であると思料する。論点6については、99%停電解消となった日までの日割りという考えが示されているが、仮復旧とそれ以外の工事が混じっている契約がある前提になっていると思うが、性悪説に立つと契約で色々なことができてしまう。そうした点を踏まえ、迅速な判断という側面とあわせて、適切な費用として判断するという観点で、事後的にでも不正が発覚したときには問題だといえる体制が必要であると思料する。

(大橋委員長)

運用面での多くの指摘をいただいたが、事務局から可能な範囲でコメントをお願いします。

(事務局) 細かい証憑まで求めることと、仮復旧を着実かつ速やかに進めることには相反する部分もある。どうしても、ある程度のところでの取り決めが必要になってしまうというのが現実的にはある。一方で、妥当性については、詳細なエビデンスを求めないといっても、後日、いくつかサンプル的にピックアップして確認するなどして、妥当性のないものが混じっている場合には、返金も考える必要があり、そういったルールは必要である。また、99%停電解消については、どうしても本復旧と仮復旧を区別できない部分が出てくる。99%にした理由は、実績ベースで99%までは停電が早期に解消されるが、残り1%は残る傾向がある。1%というのでもかなりの件数になるが、社会通念上の対応も考えて99%で仕切ってしまうと、意図的に停電を継続させるといった動きはしにくいとの考えである。こちらも仮復旧と本復旧の区別ができないことを前提として99%として仕切っている。一定の取り決めが必要であると思い、こういった判断となっている。ケースによっては、仮復旧より本復旧が早いというケースもあるが、それを止める制度ではない。

(大橋委員長) 島田委員、事務局からの説明に対してコメントがあればお願いします。

(島田委員) いただいた回答で理解した。今後の運用の中で問題が出てくれば対応いただくということであれば問題ない。

(事務局) 論点1の回答が漏れていたのでコメントする。台風の予想進路について、多くのデータを参考にすべく入手を試みたが台風シーズンではないこともあり、他の過去データが入手できず参考例として挙げられるものが記載のものくらいであった。実際に台風が起こってくるともう少しいろいろなケースが見えてくる。今、参考にしたものがこういう傾向でしたというレベルにとどまっている。実際の運用の中で、課題があれば見直すことを考えたい。

(宇田川委員) 少し補足させていただく。暴風域に入る確率は、気象庁が比較的最近になって発表を始めた情報であるため、過去データが少ないといった指摘はあるが、それでもやはり中心線を採用するより、今後の改善のしやすさという観点から事務局案に賛成した次第である。

(大橋委員長) 次に、秋元委員よりご発言をお願いします。

(秋元委員) 基本的に事務局からの提案に異論はない。論点1は、私の専門外であり、宇田川委員も支持されていることから感覚的には問題ないものと受け止めている。その他の論点については、扱いの区分が難しくがあり、かなりの部分は完全に区分できないものと思われるため、どのように決めていくのが重要と考えている。基本的には性善説に立って処理するという感覚を持っているが、万が一、悪質な不正等が後で判明、それをしっか

り公表し、懲罰的なことがあるといったことを申請事業者に認識させることで、そうした行動に歯止めをかけていくということが現実的かと思料する。最後に、論点7についても現実的な対応だと思う。4月からの制度運用開始にあたり、迅速に進めていっていただきたい。

(大橋委員長) 悪質な不正等が判明した場合の対応に係る考え方について、事務局よりコメントをお願いします。

(事務局) 運用要領に記載していく内容だと思うが、返金は当然に記載することを考えている。意図的なもの、あるいはそうでないものがあると思うが、実際にそういった事象があった場合には、公表という懲罰がいいのか、詳細まで詰めていないが、ご指摘いただいた対応を含め今後検討していきたい。

(大橋委員長) 次に、安藤委員よりご発言をお願いします。

(安藤委員) 3点コメントさせていただく。1点目は、秋元委員から悪質な不正行為が判明した場合についてのご指摘があった内容と同様である。2点目は、資料7ページに気象庁だけでなく民間気象会社のデータも判断材料とすることができるとの考えが示されているが、民間気象会社の対象について、ホワイトリスト化しなくて良いのかということに疑問を持っている。民間気象会社がどのくらいの数あるのか認識していないが、仮に民間気象会社間で信頼度の異なる水準があったときに、どの会社を利用するかで判断が変わってしまわないかが気になる。対象会社をリスト化するか、又は、民間気象会社はそもそも数が少ないので、たいていの場合は判断材料として問題ないと考えていいのかご教示いただきたい。あわせて、事業者は民間気象会社との契約により提供されたデータを広域機関側に提供していいのか、または、2社間契約間のみで情報の取り扱いが認められているものであり、場合によっては広域機関も当該民間気象会社とデータ提供について契約を結ぶ必要があるのかどうかご教示いただきたい。

3点目は、資料19ページに受け入れ自治体又は送り出す自治体が求めた場合にPCR検査費用を認めるとの考えが示されているが、自治体とは違う観点から、例えば、応援に行く側の企業が、社員を被災地域に送り出す前に、被災地域はまだコロナ問題が深刻であるため、応援社員を送り出す前に、会社の判断としてPCR検査を受けさせたいという要望をどこまで受け入れる余地があるのかご教示いただきたい。

(大橋委員長) では、事務局から回答をお願いします。

(事務局) 様々な気象会社があり、必ずしも一致した気象データが出てこないというのはご指摘のとおり。ただ、どこの気象会社の予報が妥当なのか広域機関では判断すべきものではないと考えている。どの気象会社の情報で判断するのは事業者任せたい。気象会社は認可制と聞いているので、気象会社を広域機関で限定する必要はないと考えている。

また、データを外で共有できるかどうかは事業者と気象会社との契約による。仮にデータを出せないとしても、少なくとも気象庁のデータは出せると思うので、それをエビデンスとして出していただく。

次に、会社判断のPCR検査であるが、検査自体が何を目的に行ったかということは今のコロナ禍で判断は難しくなっており、一定の歯止めは必要である。PCR検査を受けたらすべて対象ということではなく、一定の歯止めとして、あくまで仮復旧に係る自治体の要請があれば対象とするということとしたい。回答になっているか。

(安藤委員) 事務局のご説明内容で理解した。

(大橋委員長) 一通りご意見をいただき、あらためて皆さまに感謝申し上げます。審議事項である発災前の災害の判断については、暴風域に入る確率70%で判断すること、費用については、様々な項目があるが事業者任せだと歯止めが利かなくなるという点をどう考えるかというご指摘を多く頂戴したが、今後しっかり検討し運用要領で検討・整理いただきたいという内容であったと思う。また、2021～2025年度の拠出金・積立金基準額の決定方法については、事務局案に概ね賛同を得たと考えている。全体を通して、事務局案の方向性に異論がなかったと受け止めているがよろしいか。

(全員) 異論なし。

(大橋委員長) では、本日の審議事項については、事務局の提案通りとさせていただく。一方で、本日のご指摘内容を踏まえ、運用要領の策定などを事務局で検討を進めていただきたいというのが委員の総意であるが、事務局としては問題ないか。

(事務局) そのような理解をしている。

(大橋委員長) 最後に事務局から連絡事項をお願いします。

(事務局) 議事録掲載までの期間は、録音データを本機関ウェブサイト上に掲示したいと考えている。

(大橋委員長) それでは、これを以って、第2回運営委員会を閉会としたい。

以上